

厚生科学審議会委員名簿

氏名	所属
いしい みちこ 石井 美智子	明治大学法学部教授
いべ としこ 井部 俊子	聖路加看護大学長
いまい みちこ 今井 通子	株式会社ル・ベルソー代表取締役
いわさ かずお 岩砂 和雄	社団法人日本医師会副会長
おおがき しんいちろう 大垣 眞一郎	東京大学大学院工学系研究科教授
かきぞえ ただお 垣添 忠生	国立がんセンター名誉総長
かなざわ いちろう 金澤 一郎	日本学術会議会長
まし れいこ 岸 玲子	北海道大学大学院医学系研究科教授
くらた たけし 倉田 毅	富山県衛生研究所長
さかうえ きょうすけ 坂上 恭助	明治大学理工学部教授
さかたに みつのり 坂谷 光則	独立行政法人国立病院機構近畿中央胸部疾患センター院長
さかもと まきこ 坂本 雅子	福岡市顧問・こども総合相談センター名誉館長
しぶや いづみ 澁谷 いづみ	愛知県半田保健所長
すいた さちよ 水田 祥代	九州大学理事・副学長
たけなか どういち 竹中 登一	アステラス製薬株式会社代表取締役会長
ちぬし のりお 池主 憲夫	社団法人日本歯科医師会常務理事
つちや ふみと 土屋 文人	社団法人日本薬剤師会副会長
ながい りょうぞう 永井 良三	東京大学大学院医学系研究科教授
はまだ やすき 濱田 康喜	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会理事長
はらだ いちろう 原田 一郎	東海大学教養学部教授
ふかやま まきこ 深山 牧子	所沢ロイヤル病院
まつもと つねお 松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
みなみ まさご 南 砂	読売新聞東京本社編集委員
みやむら たつお 宮村 達男	国立感染症研究所長
もちづき まきたか 望月 正隆	東京理科大学薬学部教授
よしもり ひろこ 吉森 弘子	生活協同組合パルシステム東京理事長
わたなべ しょう 渡邊 昌	独立行政法人国立健康・栄養研究所理事長

厚生科学審議会に設置された分科会 及び部会の活動状況について

- 感染症分科会 P1
- 生活衛生適正化分科会 P2
- 科学技術部会 P3
- 疾病対策部会 P5
- 地域保健健康増進栄養部会 P6
- 生活環境水道部会 P7
- 健康危機管理部会 P8
- 化学物質制度改正検討部会 P9

厚生科学審議会感染症分科会

1 所掌事務

厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 主な活動状況

（1）感染症分科会

平成13年5月以降、現在まで計32回開催され、平成19～20年度においては、感染症分科会長の選出及び感染症部会・結核部会の委員指名、新型インフルエンザ対策の対応状況についての報告、麻しんに関する特定感染症予防指針の策定などについての協議を行った。

（2）感染症部会

平成13年10月以降7回開催され、平成17年度において、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」及び「性感染症に関する特定感染症予防指針」について、平成17年3月にエイズ・性感染症ワーキンググループを設置し、改正の審議を行った。

（3）結核部会

平成13年7月以降現在までに14回開催され、平成20年度においては、「結核登録票に係る活動性分類等について」及び「今後の結核医療のあり方について」等の審議を行った。

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

1 所掌事務

厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

- 一 生活衛生関係営業に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 主な活動状況

平成14年2月に第1回が開催され、以降現在まで計13回開催されている。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定により、厚生労働大臣は、業種を指定して、当該業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針（以下「振興指針」という。）を定めることができるとされており、毎年度、業種を指定し振興指針の改正について審議を行っているところである。

なお、平成14年10月に開催された第2回において、生活衛生関係営業を取り巻く環境の変化を踏まえ、振興指針の在り方の抜本的見直しについて検討され、「生活衛生関係営業の振興指針の見直しについての考え方」が取りまとめられた。以後、この考え方により改正が行われており、平成20年度においては、理容業、美容業、クリーニング業、興行場営業及び飲食店営業（すし店）の5つの振興指針の改正について審議が行われた。

また、同法の規定により、厚生労働大臣が指定する業種について、利用者又は消費者の選択の利便を図るため、当該業種に係る営業方法又は取引条件に関する約款（以下「標準営業約款」という。）を定めることができるとされており、平成16年に開催された第7回においては、めん類飲食店営業に関する標準営業約款及び一般飲食店営業に関する標準営業約款についても審議が行われ、同年11月30日に認可された。

（平成19年度）

- 第11回生活衛生適正化分科会（平成19年11月21日開催）
食鳥肉販売業の振興指針の改正について審議

（平成20年度）

- 第12回生活衛生適正化分科会（平成20年11月27日開催）
理容業、美容業及び興行場営業の振興指針の改正について審議
- 第13回生活衛生適正化分科会（平成20年12月10日開催）
クリーニング業及び飲食店営業（すし店）の振興指針の改正について審議

厚生科学審議会科学技術部会

1 所掌事務

疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日に設置。

2 主な活動状況

(1) 科学技術部会

平成13年2月以降48回開催され、科学技術の進展を踏まえ、厚生労働省の科学研究開発の総括的事項や各種指針の策定及び評価方法等など、科学技術政策の重要事項に関する審議を行っている。

平成20年3月に「厚生労働科学研究における利益相反 (Conflict of Interest : COI) の管理に関する指針 (平成20年3月厚生科学課長通知)」等について総括的な審議を行い、平成20年7月に「臨床研究に関する倫理指針」の改正等について総括的な審議を行った。

また、厚生労働科学研究費補助金の成果や研究事業の評価を実施し、毎年度の同研究費の概算要求等に反映させている。

このほか、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針 (平成14年8月)」に基づき、研究開発機関が実施した機関評価及びその対応方針について審議を行っている。

(2) 遺伝子治療臨床研究作業委員会

平成13年3月以降49回開催し、実施施設から申請のあった遺伝子治療臨床研究実施計画に関し、主として科学的・倫理的事項について論点整理を行っている。

平成20年度は、東京大学医学部附属病院 (進行性膠芽腫)、国立がんセンター (造血器悪性腫瘍)、三重大学医学部附属病院 (食道癌) 及び京都府立医科大学病院 (進行期腎細胞癌) からの申請等について審議を行った。

また、申請のあった遺伝子治療臨床研究で遺伝子組換えウイルス等のベクターを使用する場合は、別途、同作業委員会の下に置かれている委員会で、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成16年2月)」に基づき、生物多様性影響の防止の観点から問題が生じないか評価を行っている。

(3) ヒト胚研究に関する専門委員会

平成17年9月以降現在まで25回開催 (平成18年1月以降は文部科学省科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会生殖補助医療研究専門委員会と合同開催) し、ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に関するガイドラインの作成及び研究審査体制の整備に向けて検討を行っている。

(4) 厚生労働科学研究における利益相反に関する検討委員会

平成19年6月以降6回開催し、厚生労働科学研究における利益相反 (Conflict of Interest : COI) の管理に関する指針の検討を行った。検討結果を踏まえ、平成20年3月に「厚生労働科学研究における利益相反 (Conflict of Interest : COI) の管理に関する指針 (平成20年3月)」が通知された。

(5) 臨床研究の倫理指針に関する専門委員会

平成19年8月以降9回開催し、「臨床研究に関する倫理指針」(平成16年厚生労働省告示第459号)の見直しのための検討を行った。検討結果を踏まえ、平成20年7月には改正された「臨床研究に関する倫理指針」(平成20年厚生労働省告示第415号)が告示された。

(6) ヒト幹細胞臨床研究に関する審査委員会

平成19年7月以降現在まで6回開催し、実施施設から申請のあったヒト幹細胞臨床研究実施計画に関し、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」に基づいて審査を行っている。

平成19年12月から平成20年12月までに東海大学医学部(椎間板変性)、信州大学医学部附属病院(良性骨腫瘍摘出後欠損、軟骨疾患)、慶應義塾大学(角膜疾患)からの計4件の申請について指針への適合性を確認した。また、東海大学医学部、国立循環器病センター(心原性脳梗塞)からの実施計画の変更について指針への適合性を確認した。

厚生科学審議会疾病対策部会

1 所掌事務

特定の疾患（難病、アレルギー等）の疾病対策及び臓器移植対策に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日に設置。

2 主な活動状況

(1) 疾病対策部会

平成13年2月23日の第1回会議において、部会長の選出、委員会の設置、部会運営細則等について決議。

(2) 臓器移植委員会

臓器移植に関する専門的事項を調査審議するために設置。

平成13年2月から昨年4月までに25回開催され、臓器提供意思表示カードの取扱い等、臓器移植に関する議題について検討した。

(3) リウマチ・アレルギー対策委員会

リウマチ・アレルギー疾患対策に関する専門的事項を調査審議するために設置。

平成13年4月から平成17年8月までに3回開催され、リウマチ・アレルギー疾患に係わる情報の整理や普及について検討し、平成17年10月に「リウマチ・アレルギー対策委員会報告書」を取りまとめた。

(4) クロイツフェルト・ヤコブ病等委員会

クロイツフェルト・ヤコブ病等に関する専門的事項を調査審議するために設置。

平成13年から昨年7月までに13回開催され、患者の発生状況の確認と報告等を行った。

(5) 難病対策委員会

難病対策に関する専門的事項について調査審議するために設置。

平成13年9月から平成14年7月までに7回開催され、関係団体等からのヒアリングを含め、今日の医療水準に照らした特定疾患治療研究事業の在り方等について議論を重ね、14年8月23日に「今後の難病対策の在り方について（中間報告）」を取りまとめた。

(6) 造血幹細胞移植委員会

造血幹細胞移植に関する専門的事項について調査審議するため設置。

平成14年3月から昨年6月までに30回開催され、現在の造血幹細胞移植の状況の検証及び評価を行うとともに、今後の対策の在り方について検討を行った。

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会

1 所掌事務

地域保健の向上、国民の健康の増進、栄養の改善及び生活習慣病対策に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日に設置。

2 主な活動状況

平成19年4月10日に第27回の会議を開催し、生活習慣病対策の推進等について、①健康増進法に基づく基本方針の改正及び都道府県健康増進計画の改定、②健康日本21中間評価、③医療制度改革を踏まえた今後の健診及び保健指導の在り方に関する標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）の策定、④市町村の新たな健康増進事業、⑤健やか生活習慣国民運動について等を踏まえ、国、都道府県、市町村、医療保険者等の責務と役割等についてそれぞれ検討を行った。

厚生科学審議会生活環境水道部会

1 所掌事務

建築物衛生その他生活衛生に係る生活環境に関する重要事項及び水道に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日に設置。

2 主な活動状況

平成20年12月に第7回生活環境水道部会が開催され、「水質基準の見直し等について」審議が行われるとともに、「水道行政の動向について」等の報告が行われた。

「水質基準の見直し等について」では、平成15年の厚生科学審議会答申を踏まえ、水質基準は最新の科学的知見に基づき逐次改正を行うこととしており、前回部会で示されたTOCの水質基準強化等への対応状況を報告するとともに、新たな見直しの方向性として、水道水質基準逐次改正検討会における検討結果を踏まえ、カドミウムに関わる水質基準の強化、水質管理目標設定項目の見直し等について審議が行われた。

また、「水道行政の動向について」は、昨年7月に行った水道ビジョンの改定等の最近の施策展開報告を行ったところである。

厚生科学審議会健康危機管理部会

1 所掌事務

原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること（但し、他の分科会・部会に所掌に属するものを除く。）について調査審議することを所掌事務として、平成17年2月2日に設置。

2 主な活動状況

原因不明な健康危機が発生した場合、専門的な助言を得るための部会であり、具体的な健康危機の発生が無い場合においても、年に1回程度の開催を行う予定。これまでの開催状況は次のとおり。なお、今年度の開催は平成21年2月27日に予定している。

○平成18年10月30日

- (1) 健康危機管理部会長の選出について
- (2) 健康危機管理部会運営細則について
- (3) その他

○平成19年6月5日

- (1) 原因不明な健康危機事例への対応について
- (2) 健康危機管理に関する研究事業について
- (3) 改正国際保健規則について
- (4) 世界健康安全保障イニシアティブについて
- (5) その他

厚生科学審議会化学物質制度改正検討部会

1 所掌事務

化学物質管理をとりまく国際的な環境の変化を踏まえ、保健衛生上の観点から、化学物質の審査及び規制に係る制度改正の必要性等について検討を行うことを目的として、平成19年12月26日に設置。

2 主な活動状況

(1) 化学物質制度改正検討部会

平成20年1月15日の第1回会議において、部会長の選出、専門委員会及びワーキンググループの設置、部会運営細則等について決議。

平成21年1月13日の第2回会議において、「化審法見直し合同委員会報告書*」の内容について審議し、本部会の報告書を取りまとめた。

(2) 化学物質審査規制制度の見直しに関する専門委員会

化学物質の審査及び製造等の規制の見直しに係る専門的事項について調査審議を行うために設置。平成20年1月から10月までに計3回開催し**、平成20年12月22日に「化審法見直し合同委員会報告書」を取りまとめた。

(3) 化学物質審査規制制度の見直しに関する専門委員会ワーキンググループ

化学物質の審査及び製造等の規制の見直しに係る専門的事項について、より詳細な検討を効率よく行うために設置。平成20年2月から8月までに計4回開催した***。

*：「厚生科学審議会化学物質制度改正検討部会化学物質審査規制制度の見直しに関する専門委員会、産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質管理企画小委員会、中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会合同会合（化審法見直し合同委員会）報告書」の略称

**：関係する以下の会議と合同で開催された。

- ・産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質管理企画小委員会
- ・中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会

***：関係する以下の会議と合同で開催された。

- ・産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質管理企画小委員会化学物質管理・審査制度検討ワーキンググループ
- ・中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会化審法見直し分科会